法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-13

石油危機の政治経済学(下)

ISHIGAKI, Kesakichi / 石垣, 今朝吉

```
(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

38

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

42

(発行年 / Year)

1992-01

(URL)

https://doi.org/10.15002/00006568
```

石油危機の政治経済学(下)

石垣 今朝吉

三、OPEC創立の背景

二、石油危機の序奏

1、第二回ニクソン・エネルギー教書

2、第二回ニクソン・エネルギー教書

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

1、第一回ニクソン・エネルギー教書

4、世界における石油産業の変貌 2、イラン石油国有化問題 1、OPECの側立

OPECの軌跡(以下、本号) (以上、本誌第三八巻第一号)

2 1 OPECの石油戦略 OPECの産油量規制策

3 一九六〇年代のエネルギー需要構造

五、OPECの攻勢 OPECの新たな石油政策

第三次中東戦争

六、現代資本主義と「石油危機」 2、利権協定改訂への動き ―むすびに代えて―

OPECの軌跡

四

OPECの石油戦略

なわちイラン、イラク、クウェート、サウジアラビアおよびベネズエラをしてOPEC結成へと走らせる直接の動機 東地域における原油公示価格の引下げは、当時資本主義世界の石油輸出量の八五%を占めていた五大原油輸出国、す すでにふれたように、国際石油会社(メジャー)が行った一九五九年二月および一九六○年八月の二回にわたる中

で、ベネズエラを除いた四カ国は中東地域に位置しているが、ベネズエラはラテン・アメリカにあり、中東における (Perez Alfonzo) とサウジアラビア石油大臣タリキ (Abdullah H. Tariki) であったといわれる。上記五カ国のうち をなしたのである。OPEC創立に指導的な役割を果たしたのが、当時のベネズエラ石油鉱業大臣アルフオンソ

定 (a secret gentlemen's agreement) が署名された。 産油諸 場を提供したのである。」 して出席したが、それは「当時行われた公示価格の引下げに対する石油輸出国の不満や懸念を表明する恰好の をコント **原油に比べてベネズエラ原油のコストがかなり高く、さらに利益配分方式が違っていたため、** 値引き販売を行ってきたから、原油輸出量が増大しても石油収入が逆に減るという現象が生じてきた。その上、 した」のである。 (Arab Petroleum Congress) にペネズエラ代表団を率いたアルフォンソは、イラン代表団とともにオブザー 身が協力してカルテルをつくる以外にない。こうして、一九五九年四月、 き販売の制限措置などをとったものの有効なものとなりえず、ここに産油国の国際協調の下で原油 ネズエラ原油の競争力は到底太刀打ちできなかったのである。ベネズエラ政府はこうした事態に対処して、 東原油の売り込みの方がはるかに有利であったから、 にしたがって政府の石油収入も減少した。そして石油過剰にもとづく販売競争の激化を反映して、 ラは中東のように公示価格にではなく、 原油問題に無関係なベネズエラがOPEC創設になぜ重要な役割を担ったかは以下の事情にあるとされる。ベネズエ \mathbb{E} ロールしつつ原油価格を安定的に維持していくことを意味するが、そのためにはメジャーに代って産油 **一の利益を擁護する必要性を説くことになった。この方法は結局、** その結果、「イランとベネズエラを含めて石油輸出国の代表団長によって一つの秘密紳 実勢価格に利益の算定基礎をおいていたために、 一九五〇年代末からの中東原油の大量の出回りに際会して、ベ ……この紳士協定は石油輸出国機構創設の最初の種子をな 産油国が生産の実権を掌握し、 カイロで開かれた最初のアラブ石油会議 原油の市場価格が下落する 石油会社にとっては 石油会社 価格の安定を図り、 相互に生 原油值引 は原 バーと 討 中 国 東

(1) 石油問題研究会編、前掲書、一七―二一ページ。

- (2) 一九五九年から六○年にかけて公示価格からの値引きは、一般に最高四○セント/バレルであったとされる(Ian Skeet, OPEC: Twenty-five years of prices and politics, 1988. 奥田英雄訳注【OPEC(一九六〇年-一九八六年)-
- 3 ぎなかったとされる(I. Skeet, ibid. 邦訳七ページ)。 その価格と政治』一九九〇年、石油評論社、五ページ)。 ベネズエラ原油の生産コストが約八○セント/バレルであるのに対し、中東原油のそれは約二○セント/バレルにす
- (4)(5) Shukri Ghanem, OPEC. The Rise and Fall of an Exclusive Club, 1986, p. 22

ダッド会議において恒久的組織として定期的協議を行うとし、「その主な目的は、最低条件としてその加盟諸国の発 このように、第一回アラブ石油会議の精神を継承するものとして生誕したOPECは、その創立大会となったバグ

を及ぼし、結果として参加諸国自体の経済のみならず、すべての消費諸国の経済に有害な混乱を招来する」ものであ 展と社会基盤投資計画に資金調達するための適切な所得水準を守るような仕方で国際石油会社と取り組む」ことにあ るという見地に立って、以下の決議が採択された。 った。したがって、「石油価格の変動は、それがどの程度のものであれ、必然的に会議参加諸国の計画の遂行に影響

- 一、加盟諸国は石油会社に対し、その価格を安定的に維持し、不必要なあらゆる変動とは無関係であることを要求 すべきである。
- 二、加盟諸国は利用しうるあらゆる手段によって、現在の価格を一九六〇年八月以前の支配的な水準にまで回復さ(m) せるよう努力すべきである。
- 三、加盟諸国は、石油各社の判断において価格変更を必要とするなんらかの新しい事態が生じた場合には、 社がその事態を完全に説明するために影響を受けた参加国または参加諸国と協議することを保証させるべきであ 石油各

る。

뗃 ある。この場合、 ルギー源の効率的・経済的および規則的な供給、さらに石油産業に投資する石油各社の資本への公正な利益 (return)、を確実にする必要性に対して十分な考慮を払わなければならない。 加盟諸国は、 価格の安定を、とりわけ生産の規制によって保証する体制 (a system) を研究し、 生産諸国および消費諸国の利害に対してそしてまた生産国への安定的な所得、消費国へのエネ 考案すべきで

Ξį または価格改善のいずれの形であれ――の提供を受け入れてはならない。 社がこの会議で達成した全員一致の決定の適用を妨げる意図をもって申し入れる恩恵ある待遇――輸出量の増大 の諸国に対して直接または間接になんらかの制裁を用いるならば、他の加盟諸国は、このような会社または諸会 もしOPECの全員一致の決定を適用した結果として、利害関係をもつ会社が加盟諸国の一国またはそれ以上

- 6 報社、二一四ページ、石油問題研究会編、 OPECの組織機構の簡単な紹介は、石油連盟調査室委員会原油グループ編『石油産業論』 前掲書、 三五一四〇ページ、 を参照されたい。 九六八年、
- (8) I. Skeet, ibid. 邦訳三四九ページ。

Fadhil J. Al-Chalabi, OPEC at the Crossroads, 1989, p. 66.

7

- (9) 決議文は、S. Ghanem, ibid., pp. 33-34
- (*) Commercial Condition, personal
- 明記されているからである(S. Ghanem, ibid., p. 94)。 原文では九月となっているが、八月の誤まりと思われるので、そう訂正しておいた。この著書の別の個所では八月と

以上の決議にみられるように、 OPEC結成の主要目的は石油価格を安定させ、 ひいては加盟産油国の石油収入を

の有力な手段として産油量の規制-もって経済的自立への道を模索するためには当然な要求であった。では一体、産油量の規制に対してOPECはどん に晒される産油国としては、石油収入に依存した経済発展やインフラストラクチュア整備に必要な投資計画を樹立し、 ――石油生産割当――を指摘しているのである。これは原油価格の変動の影響の下

持続的に安定的な水準に維持することにあった。そのために、一九六〇年八月以前の公示価格への回復を要求し、

2、OPECの産油量規制策

な手段を講じたのであろうか。

び製品価格の崩壊をもたらす原因の一つが、過剰産油能力の無制限な競争的乱用にあると考え、石油を公平かつ安定 緊急の要務であると考え、次のことを決議する、 において産油計画を取り上げ、その具体化へ歩み出したのである。第九回会議における決議六一は次のように言って EC各地域の合理的な増産を目標とする産油計画を採用すること、②産油計画を加盟各国政府に提示して承認を求め した価格で国際市場に着実に供給する必要性を認識し、本機構の決議に表明した諸目的を達成するための計画作成が る。「本会議は経済委員会の報告を聴取したのち、原油および製品価格の持続的値崩れに対処するため、石油およ 回ないし二回のペースで開かれたOPEC総会は、一九六五年七月にリビアのトリポリで開かれた第九回会議 (1)暫定的措置として、推定される世界需要量の増大に対応してOP

<u>11</u>

PPS、一九六五年九月号、三六九ページ。

る。

を基準として算定される利益配分方式は実勢価格の変動如何によってはなんの影響も受けないのであるが、 の一つを「過剰産油能力の無制限な競争的乱用」にあると捉えている。 公示価格が六○年代初頭以来一定に維持されたために、 さきに指摘したように、 一九六〇年代の原油実勢価格は石油過剰化を反映して低落する傾向にあり 両価格間に乖離が生じたのであったが、 一定の公示価格が維持されている限り、 OPECはその原因 第 4 図 ネズエ |参照)、 それ

ラ、リビアおよびインドネシアのOPEC三カ国は、

他の加盟国と違って、実勢価格を基準として利益配分を受ける

OPECは原油市場における実勢価格の軟化の原因の一つとしての「無制限な競争的乱用」を阻止する方策として、 別利益を廃止するためには、 る恐れがあること、二、 にとっても実勢価格の低落傾向を看過できないのは、 仕組になっているので、「原油および製品価格の持続的値崩れに対処する」必要が生じている。 **「加盟国内で操業している産油業者間の出血競争にプレーキをかけること」、つまり原油生産量の規制を打ち出してい** 一、実際の販売価格の軟化は、すでにわれわれの意にみたない形となっている公示価格構造を一段と弱体化す 利権料経費計上に関する補足協定の条項からして、(3) 市況の好転が支配的要因であること、 第九回会議の決議とは別に発表されたOPECの という二つの理由からであるという。 現在石油会社に対して認めている各種特 しかし、) 「覚む と こうして、 他の 加盟 によ К

(12) PPS、一九六五年九月号、三六七ページ。

 $\widehat{13}$ 産油国に支払われていた。 月 利権料経費計上の問題に関して、 においてであった。 これをOPECはコストとして計上することを要求し、 利権料 (royalty) は元来経費として取扱われておらず、 OPECがはじめて取り上げたのは、 ジュネーブにおける第四回会議 石油会社から利益配分の一部として 利益算出以前に利権料を控除したの 二九

第9表 産油量増加率(%)

	実 積		試案
	1963 ff.	1964年	1965 年
ペネズエラ	1.5	4. 5	4
インドネシア	-6	5	4
クウェート	6. 5	11	5
カタール	5. 5	-2	6
サウジアラピア	8.5	6. 5	9
イ ラ ク	15	7. 5	9
イラン	12	14. 5	16
リピア	149	86	33

OPECの試案によれば、

九六四年の実績を踏まえて一

九六五年七

肩

か

である。

資料: PPS, 1965年9月号, 367ページ。

的

三が議事日程より削除(PPS、 てもよい点では両方に共通している。 こののち、 一九六四年一一月にジャカルタで開かれたOPEC第七回会議において、 一九六五年一月号、三ページ参照)されたところからみると、 利権料の算出方式がこのように違っているものを、 は基本的に会社側の譲歩によって、OPECとのあいだで合意に達したよう OPECは一律にせよと要求 利権料の経費計上問題 さきの決議三

ジ)のに対し、中東の利権料は公示価格の一二・五%とするものである。この場合、現金または現物のいずれ

および天然ガス生産量に対し井戸元価格の一六2/3%と定められている(PPS、

回会議での決議三三では利権料率の一律化をも要求している。

ちに利益の折半方式を適用することになるのだから、

産油国側の収入はそれだけ増加することになる。

ベネズエラにおいては、

九六四年一一月号、 利権料は生産税といわ

四八四ペ

ì

で支払っ

しているのである。

しにはOPECの試案が実現される見通しは全くない。 な七社か 表参照)。ところがいずれの国においても、 三%(いずれも産油量の増加率) いうものであるが、 まや一〇〇社に上る独立会社、 な石油会社であって、 九六六年六月までの一ヵ年を試行期間として、 八社のメジャーのみであれば、 試案ではベネズエラ・インドネシアの四%からリビアの三 産油国自身ではないのであるから、 までの幅をもって割当てたものである その見込みがあったかも知れ 石油生産を担当しているのは国際 加盟国に産油量を配分すると それ ŧ 石油会社 かつてのよう ない の協力な (第9

国営企業が入り乱れての探鉱

産油

に従事し、

石油

しかも同じ第

産油 社は、 社によって掌握された現状では失敗に終らざるをえない(6) 本的には産油 り上げられ、 が、 は Cのいう「過剰産油能力の無制限な競争的乱用」がひき起こされたともいえるのである。 た原油を一定量以外は自国に持ち込めないのであるから、これを自国以外で売りさばくしかない。こうして、OP 九五○年代末からのアメリカの石油輸入量規制政策にもかかわらず、世界中で産油業に従事しており、 なものである。 に任せておいてその生産を調整しようというのは、 販売合戦を展開している事情の下では、 イーンで開かれたOPEC第一○回会議においては、 ない。 みられるように独立会社は地球上隈無く石油を求めて進出しているのが E 市場の動向、 はメジャー **すでにふれたように、一九五〇年代における国有化紛争の際にみられた多くの独立石油会社の進出** 検討されたが、 国の経営参加ないしは全面的な国有化なしには果たされようがないのであるから、 第7図は、 の独占力の一角を切り崩すことができたが、 ひいては最大限の利益を求めて常に行動するのであり、 PPS誌一九六二年一二月号に掲載されたメジャー以外の石油会社の海外進出状況である 産油 量規制問題が 生産量規制に関するOPEC試案は机上の空論というしかない。 ķ かに困難な計画であるかを印象づけたようである。 資本主義社会においては不可能なことである。 前回の会議においての産油計画の試案についての実施状況 いまやそれが逆に産油国にとって足枷になるとは皮肉 産油量の規制はその手段であって目的 わかる。 特にアメリカ系独立会社は、 一九六五年一二月中 生産 生産を担当する会 この問題 の実体を石 そこで生産 生産を他人 によって、 は 油 Ē 某 収 ゥ で

15 14 詳細 ス キートはOPECの産油量規制問題を評して、 を参照されたい。 はPPS、一九六二年一二月号所収の「国際石油事業の様相は一変した 次のように述べている。 O P Ė 海外進出会社は一〇〇社に上る― ば 価 格 コ ント \Box 1 ル の ため 0)

۸

第7図 大手以外の海外探鉱・産油会社

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		1	2	3	4	5	6	7	8	9	ιū	11
アメリカ	1	<u> </u>		-	<u> </u>	-		-	-	T	П	フランス		-	_		-						
Amerada	•	•	•		-	-	•	•		•		BRP	ľ					•	-	•			•
Atlantic	•			•	-		•	•		•		RAP	-		-	-		•					•
Cities Service	•	•		-	-	•	•	•		-	•	COPAREX	-		-		-	-		•		-	•
Continental	•	•	•	•	•	-	•	•	-	•	•	EUFRAREP	-					•		•			
W. R. Grace	•				-	-	•		-	-		Omnium Fr.	-				-	•		П			Π
Magellan	•		•	-	-		-	•		•		イタリア											
Marathon	•	•	•			-	•	•		•	•	ENI				•	•	-	•	•			
Mecom		•			•							Ausonia Min.	-					•	•				
Murphy		•	•			-	_	•	Г	•	•	ベルギー							-				
Pan American	•	•		•	•		•	•	•		•	Petrofina	•		•					•			
Phillips	•		•	•		•	•	•		•	•	ドイツ	-		_							-	Π
Pure	•	•	•	-	-	-		•	_			DEA		•	-	-	•	•	•				
Richfield			•					•			•	Deilmann					•	•				-	•
Signal	•	•	•	•			-	-	Ī			Elwerath		•			•	•	•	•			•
Sinclair	•	•	•			•	-	•				Gelsenberg	-		_	-			•		7	-	
S. of Ohio	•	•		•				•			•	Preussag	Ī					•		•			
Sun	•		•		-			•	•			Schachtbau						•			_	-	•
SunrayMid-Cont.	•		•							•		Wintershall	-	•	•			•	•		1	-	•
Superior	•		•				•		•			日本									1	_	
Tennessee Gas		•				-	-	•				アラピア石油				•					1	1	
Tidewater	1	-	•		•	-	- 1	•	•		•	北スマトラ石油開発					П				•	_	
Union of Calif.	•	•	•		-	-		•	•	•	•										1	7	1

注:表中の番号はつぎの国または地域をあらわす。

1. カリブ海域(コロンピア、ペネズエラを含む)、2. その他ラテン・アメリカ、3. カナダ、4. ペルシア湾(イランを含む)、5. その他中東、6. アルジェリア領サハラ、7. リピア、8. その他アフリカ、9. パキスタンおよび東南アジア、10. オーストラリア、11. ヨーロッパ。

資料: PPS, 1962年12月号, 513ページ。

切り札としての生産規制計画に関する考え方を統一するために多大の時間とエネル なんの実際的な意義も効果もないもの」であった(I. Skeet, ibid. 邦訳、 五三―五五ページ)。 ギーを費やした」。

3、一九六○年代のエネルギー需要構造

量においても三倍を超える伸びであった。 の割合で減少している一方、他方では液体燃料は同期間に三三%から六〇%、 において第一次エネルギー需要に占める比率六一%が七○年には三○%を下回り、 日本においてはかなりドラスティックな需要構造の転換がみられ、 ぎなかったが、一九七〇年にはその地位が逆転し、液体燃料が四四%を占めるにまでいたっている。 世界の第一次エネルギーのなかで、 〇年間に平均四・九%の年率で伸びたが、その内訳をみると、この一〇年間でその需要構造が一変したことがわかる。 迪 率を上回るエネルギー需要の伸び率を示した。こうしたエネルギー需要の増加の大部分を賄ったのが液 者の四・一%に対して後者は四・五%、日本の場合には一一%に対して一一・九%と、先進国は軒並みGNPの伸び(エ) ヨーロッパの経済成長の年率平均四・八%に対してエネルギー需要の年率平均は五・五%、 際立って高かったが、それは経済成長率を凌駕していた。すなわち、一九六○年から七○年の一○年間におい ところで、ここで一九六〇年代におけるエネルギー需要をみておかなければならない。先進国のエネル であることは第10表から明白である。すなわち、世界の第一次エネルギー需要は一九六○年から七○年までの一 一九六〇年には固体燃料(石炭)が二分の一強を占め、 日本においても同じ傾向がみられ、 西ヨーロッパにおいては、 年率にして一二%の増大であり、 特に液体燃料の増加は年率平均二〇% しかも絶対量においても年率二% 液体燃料は三分の一にす 北アメリカにおいては前 固体燃料の一九六〇年 西ヨー デー 体燃料 口 ロッパ・ て、 絶対 西

固体・液体・気体燃料

その結果第一次エネルギーに占める液体燃料の比率は七〇年に七二%となっている。

第10表 世界の第1次エネルギー需要 (単位:石油換算100万トン)

	1960	9年	1969	5 年	197	0 年	平均年間伸び 率 60/70
OECD ヨーロッパ	612	% 100. 0	794	% 100. 0	1, 041	% 100. 0	5. 5
固体燃料	375	61.3	355	44.7	306	29. 4	-2.0
液体燃料	199	32.6	381	48.0	620	59. 6	12.0
気体燃料	11	1.8	19	2.4	70	6.7	20. 3
水力•原子力•地熱	27	4.3	39	4. 9	45	4.3	5. 2
北アメリカ	1, 138	100.0	1, 377	100.0	1, 763	100. 0	4. 5
固体燃料	266	23. 4	315	22.9	352	20.0	2.8
液体燃料	511	44. 9	600	43. 5	763	43. 3	4. 1
気体燃料	331	29. 1	425	30. 9	598	33. 9	6.1
水力•原子力•地熱	30	2.6	37	2. 7	50	2.8	5. 2
日 本	86	100.0	145	100.0	266	100.0	11.9
固体燃料	47	51.8	49	34.0	62	23.3	2. 7
液体燃料	31	36. 4	85	58.6	190	71.7	19. 7
気体燃料	1	1.0	2	1.4	4	1.4	15. 2
水力•原子力•地熱	7	7.8	9	6.0	10	3. 6	3.8
世界のその他の地域	1, 222	100.0	1. 452	100.0	1,846	100.0	4. 2
固体燃料	862	70.5	865	59. 6	978	53.0	1.3
液体燃料	274	22. 4	393	27. 1	587	31.8	7. 9
気体燃料	74	6. 1	173	11.9	251	13.6	13. 0
水力・原子力・地熱	12	1.0	21	1.4	30	1.6	9. 1
世界	3, 058	100.0	3, 768	100.0	4, 916	100, 0	4. 9
固体燃料	1, 550	50. 7	1,584	42.1	1, 698	34.6	0. 9
液体燃料	1, 015	33. 2	1, 459	38.7	2, 160	43. 9	7.8
気体燃料	417	13.6	619	16.4	923	18.8	8.3
水力・原子力・地熱	76	2. 5	106	2.8	135	2. 7	5. 9

資料: OECD, New Oil Report, 1973. 鈴木両平訳「石油 現状と展望」1973年, ダイヤモンド社, 47ページ,

燃料、 ごくわずかであり、 燃料 対的にも大した量ではない。 よりこれら先進国で利用さ 北アメリカにおけるこれら 日本にはみられない 率を低下させてはいるが、 増加がいちじるしい。 れ始めたが、 れているといえよう。 三者の燃料のバランスがと とはやや傾向が違 アメリカでは、 ٧J 次エネルギーに占める比 ずれも豊富に存在する北 一九六〇年代半ばごろ (天然ガス) の比率 液体燃料いずれも第 絶対的 西欧や日 元にも相 ほど、 西欧 原子 気体 圕 体 Ó 本

			W- 11 3 3-4 AM	(100)1 1	~ ,	
	1960年	1962	1964	1966	1968	1970	1972
OECD	666	762	891	1,021	1, 170	1, 328	1, 461
産業	200	235	300	351	393	450	479
運輸	318	354	397	440	508	560	628
その他	148	173	194	229	268	319	354
EEC	131	175	227	280	335	413	456
産 業	51	69	94	116	137	175	177
運輸	52	64	76	89	103	117	133
その他	29	43	58	75	94	122	145
アメリカ	437	466	508	546	594	624	680
産業	117	124	149	160	162	153	167
運 輸	227	244	265	285	325	352	393
その他	92	97	95	101	107	118	121
日本	21	34	51	72	100	130	152
産業	10	18	28	40	55	75	85

14

8

18

14

25

20

18 17

OECD, ibid. 邦訳三二ページ。 OECD, ibid. 邦訳二四ペ 一六ページ。

いージ。

31

25

ンド社、

36

31

第 11 表 石油最終消費量 (単位:100 万トン)

注:(1) 10 万トン以下を四捨五入したため、計とは必ずしも一致しない。

10

6

非エネルギー使用分は産業のなかに含まれる。

7

3

資料: OECD, Energy Balances of OECD Countries, 1970-1985, 1987.

% おり、この比率は六○年以来大きな変化がみられて る。 率平均はこの一三年間で九・二%の増加を示してい 現在約一五億トンに達しており(第11表参照)、年 D計で一九六六年には一○億トンを突破し、七二年 にいたった。この結果、石油の最終消費量はOEC な担い手であり続けた石炭は後退を余儀なくされる あり、 上のように石油を主役としてひき起こされたもので ない。 運輸用四三・〇%、その他二四・二%となって その内訳は一九七二年において産業用三二・八 九六〇年代における「エネルギー革命」 かつて長い期間にわたってエネルギーの主要 OECD全体の傾向といちじるしく相違し は、 以

訳石油 Situation and Future Prospects, 1973. 鈴木両平 OECD, New Oil Report. Oil-The Present 現状と展望』一九七三年、ダイヤモ

運 輸

その他

第12表 生産量1バレル当りの石油探鉱・開発投資額 (単位:ドル/バレル)

	アメリカ	カナダ	ペネズエラ	アフリカ	中東	極東
1956 年	1.98	2. 90	0.81	8, 85	0. 16	0. 79
1957	2.00	2.61	0.95	10.79	0. 17	1.07
1958	1.76	2. 50	0.58	11.09	0. 21	0. 88
1959	1. 75	2.68	0, 41	10. 37	0. 19	0.76
1960	1.69	2.53	0. 25	4. 86	0.15	0.63
1961	1.57	2.20	0. 17	2. 93	0.15	0.52
1962	1.71	1.68	0.15	1.56	0.13	0, 55
1963	1.54	1. 96	0.15	0. 90	0. 07	0.76
1964	1.65	1. 91	0.13	0.71	0. 07	0. 99
1965	1.53	2.31	0. 15	0, 55	0. 14	0.88
平均	1.72	2. 27	0.35	1, 52	0.14	0.78

注:探鉱・開発投資額(生産部門投資+探鉱支出)をその年の生産量で除したもの。 資料:石油連盟調査室委員会原油グループ編『石油産業論』1968年,東洋経済新報社,

達しているが、

産業部門はそのシェアからいえば日本の二分の一以

七〇年五六%、

七二年五

八%に

%で推移した比率は六八年五五%、

対照的に運輸部門が非常に高いシェアを占め、一九六〇年以来五二

67ページ.

七ページ)

19

門とは、「第一次および第二次エ である。 OECD, ibid. 邦訳三三ペ 液体燃料および電力その他が含まれる。」(OECD, ibid. 邦訳 最終需要者とは、 第一次および第二次エネルギ たとえば、 ï 汐。 ネルギー 工業、 な **‡**3 ー形態に 農業および家庭部門 J. 形 ネルギーの最終消 態の最終需要者をさ は 石炭、 コ など 1

最終消費量のなかで産業部門が占める割合は突出して高く、 て 石油需要の占める比率は六○年に三五%であったものが、七○年に 六年以降五五%を超えているし、 Ų るの は 日本とアメリカの場合であって、 またエネルギー最終需要のなかで 日本においては、 九六 石油

は六三%に増大したことは、

この間石炭を抜いて石油がエ

アメリカの場合、

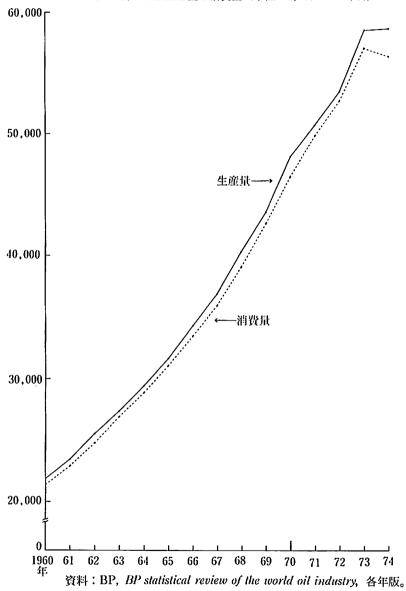
日本とは ネルギー

の主流をなすにいたったことを物語る。

とし、「石油多消費型生産力」と「アメリカ的生活様式」の受容の必須条件をなす。 なって現れていることはいうまでもない。こうした石油価格の低位安定こそ、 に、六○年代の世界の原油生産量は絶えず消費量を上回って推移している。これらの当然の帰結が原 年代における原油実勢価格の低落傾向は、 時代を現出することになったのである。いうまでもなく、 年平均二・二七ドルの一六の一以下にすぎない。このように、 における して生産コストが押し下げられ、これに伴って石油の実勢価格も下落する傾向にあって、 て大量の石油が産出できたために、一バレル当りのそれはわずか一四セントであり、これはカナダの一九五六 可欠な前提条件をなしたものは、 九五〇年代後半に一〇ドル以上もしていたアフリカのバレル当りの探鉱・開発投資額は、 るにすぎず、勿論これに原油市場の需給関係を加えなければならない。 五五セントにまで低下しているし、 九六〇年代の以上のような「エネルギー革命」といわれる石油と石炭の劇的な地位の変換は、一般的には先進 「石油多消費型生産力の展開とアメリカ的生活様式の普及、 いうまでもなく低廉な、 石油埋蔵量が世界の六〇%を超える中東においては、 「過剰産油能力」の存在を反映するものであり、 コスト低減が価格低落に直結するのは一面の真理をいって しかも持続的な大量の石油供給であった。 豊富な埋蔵量を誇る中東における大量の産出量 深化」にもとづくものとされる。 これまでも指摘してきたように、 先進国 の資本蓄積の持続的 ーバレルード 第8図から明らかなよう 六五年には約二〇分の一 探鉱・開 油市 第12表によれば 発投資額に比し ルとい しかしその 況 拡大を可 0) 軟化 九六〇 に比例 わ 一六五 ħ

20 八一年、 館山 なお、 豊「資源問題」(馬場宏二編『シリーズ世界経済Ⅰ 新地書房、 伊藤誠氏も、 一五八ページ)。 同様の指摘をされている 同氏 「現代の資本主義 国際的連関』一九八六年、 -その経済危機の理論と現状 お茶の水書房、 所収)三一〇ペ

第8図 世界の原油生産量と消費量(単位:1,000 パレル/日)



の欠如に起因するものではないと思考するにより、 事務総長の報告を聴取したるにより、それらの加盟国の不満足な産油増加率は、 なわち、 年)に入ることが確認されたが、 敗に終る。 奪していこうという戦略を展開させていくことになる。 カルテルとしてのメジャーの対極にみずからのカルテルを対峙させることによって、メジャーの支配力を一歩 に維持されていたという事実は、 格は一九六〇年代を通じて一貫して低落傾向を示していた は一九六〇年代後半においてどんな対応策を講じていったのであろうか。 戦後資本主義の高度成長をエネルギー面で支えた重要な前提条件としての石油価格の低位安定に対して、 第一一回会議での決議はそのことを表明したものである。「本会議は、 一九六六年四月下旬に開かれたOPEC第一一回会議においても、 計画と実績のギャップが大きくて思うように計画が進展しなかったようである。 メジャーの価格調整力が弱化しつつあることを意味するが、 さらに関係石油会社のこのような産油量 その一つがさきに述べた産油計画であったのだが、 (第4図参照) 勿論、 にもかかわらず、 一定の加盟国の産油 産油計画が二年目 すでに述べたように、 それら原油の国際市場における販路 その公示価 の人為的操作は したがってOPECも (一九六六— 量水準に関する 原 格 àH が それは失 OPEC の実勢価 その国 定水 去七 歩 す 進

4

OPECの新たな石

舶

石油危機の政治経済学 事態に無関心でありえない以上、一九六六年中に増産率が満足すべき水準にまで改善されない場合には、 のナショナル・インタレストに反すると思考するにより、 産油 OPEC加盟国の ナ 'n | 量の人為的操作」にあるとし、 インタレストを防衛するその国の努力に対して、 「不満足な産油増加率」は、 一九六六年中における増産率が「満足すべき水準」に改善されないときには 石油市場における「販路の欠如」にあるのではなく、石油会社による 次のとおり決議する、 OPEC全加盟国は全面的な支持を与えるものとする。」 ――すなわち、 加盟各国はこうした 正当なナシ

	7~12	2 月	增減率	計画增加率⑴
	1964年	1965 年	(%)	(%)
クウェート ⁽²⁾	58, 080	57, 600	-0.8	+6.5
サウジアラピア ⁽²⁾	50, 790	53, 800	+5.9	+12.0
イラン	43, 560	50, 300	+15.5	+17.5
イラク	31, 350	32, 500	+3.7	+10.0
カタール	5, 150	5, 230	+1.6	+32.0
ベネズエラ	89, 770	91,770	+2.2	+3.3
リピア	23, 320	30, 300	+30.0	+20.0
インドネシア	12, 570	12, 250	-2.5	+10.0
合 計	314, 590	333, 750	+6.1	+10.0

注:(1) 1965年7月-1966年6月の1カ年間を、それ以前の1カ年と比較。

(2) 中立地帯での産油量の半分を含む。

資料: PPS, 1966年2月号, 47ページ,

油会社 計 な競争 されたように、 て歓迎されるべきものである。 制 P 績は六・一%で、 る。 圳 出 Ŧi. 画 することに産油計画 EC加盟国はい の実績を前年同期と比較し、 **でれた資料にもとづいて弾き出したもので、** |年七月から六六年六月にい か 第 增 に これによればOPEC平均で、 13 0 的 加率を下回る形での実績とのギャップはむしろOPECにとっ 困難なものであるかを物語っている。 表 乱 は、 「産油 胆 o OPECは産油増 が石油 ĕ 量の人為的操作」にもとづくものと極め付けてい ずれも実績の方が低率であ 大幅に計画 ECが第一 価格(の有効性があるという点からいえば、 の値崩れをもたらす元凶であ ○回会議での検討 |率を下回ってい たる一カ年 ところが第一 さらにそれを計画 加率に「不満足」であり、 計画増加率は一〇%であるが、 Ò 産油 _ ŋ る。 回会議での決議で表明 過剰産 年度途中の六五年下半 詽 用 産油計 リピアを除けば、 璔 画 に作成した、 加率と対照 を石油会社 詂 能 ń 画なるも 力 それは石 こうした それを規 0) 無 して から提 る 制 儿 0) 限 実 が 0 大

全加盟国が一致して対処することを表明したものである。

21

P P S

九六六年七月号、

二六七ペ

1.

ÿ

石油危機の政治経済学 (下) よう努力する。この直接開発に要する資本、専門家および販路の開拓には、 の決議は次の通りである。「一、 'n 同 加盟 はOPECが ラピアは当初から疑念をもっていた。 能であろう。 八年六月下旬、 めて相互に競争している状況の下では、 きないことは、 .産油割当計画は少なくとも一九六〇年代においては破綻せざるをえなかったのである。 義的にはそれにかかわる問題である。 以上のように、 22 従来論議されてきた産油計画とは次元の異なる石油政策が打ち出された。 一の産油国があり、 石油会社は石油市況の動きをみながら最大限の利益を求めて行動するのであり、 P P S もともと、 「外部」 産油国としてのOPECが石油市場を独占的に支配しているわけではないからである。 産油計画についてはOPEC内部ですら合意がえられず、 九六六年七月号、 供給源の産油量をコントロ さらにOPEC内で産油業に携わるメジャー、 共同産油計画については、 加盟諸国政府は、 三大八ページ。 その理由は、 それにもかかわらず、 OPECの思惑のみで産油規制にもとづく石油価格の回復を図ることは不可 1 第一には産油量を割当てる場合の基準をどう設定するか、 OPEC内において足並みが揃わなかったようであり、 ルできるか、 石油の実勢価格の下落傾向に歯止めをかけることが の問題にあったとされる。こうして、 独立会社、 そのま そのなかの一 国営企業があって、最大の利益を求 ま推移したようであるが、 「産油量の人為的操作」も 部

OPECの共

サウジア 第三に

OPECに未

国国 「外の源泉から補充してもよい。二、しかしもし加盟国政府が直接自力で炭化水素資源を開発できない場合には ウィーンで開かれた第一六回OPEC会議において、「加盟諸国の石油政策に関する声明」 自国の炭化水素資源の探鉱と開発を可能なかぎり直接自力で行う 必要な場合には商業ベースにもとづいて 「開発方式」に関して が発 九六 項は、 業会社には税引後なお過大な利益を取得するような権利はない。現にかかる過大な利益をあたえているような財政条 らに「再交渉条項」に関しては、「操業会社に対し財政的安定に関してどういう保証があたえられていようとも、 り、 産油国に対する税金その他の支払い額を算定することを要求しなければならない。この価格は政府が決定すべきであ 情勢変化の原則にもとづいて妥当な程度の企業参加を行う」ものとし、「現行利権地域を漸進的かつ従来より急速に する立場を鮮明にしたものである。「開発方式」と並んで公表された「企業参加と利権鉱区の返還」に関する決議で らない。」石油会社と産油国間の従来までの利権協定には全くみられなかった上記の「開発方式」は、要するに石 その協定の下に生産された炭化水素に対する公示価格あるいは課税基準価格を基準として、 返還させる計画を実施しなければならない」とする。「公示価格あるいは課税基準価格」については、「協定はすべて、 の探鉱と開発を産油国がみずから行おうというもので、石油会社主導で行われてきた石油資源の開発方式を全く否定 勢の変化に対応した改訂を加えるものとする。このような情勢の変化があれば、既存の利権協定も改訂しなければ う努力すべきである。三、いかなる場合にも、これらの契約の諸条項と諸条件は、あらかじめ定めた期間ごとに、 種の協定を結ぶ際は、 における諸原則に従うべきであり、 自国外の操業会社と各種の契約を結んでもよい。ただし、これらの契約は自国の法律によって規定され、 は、「現行石油協定のもとで、鉱区保有会社に対する産油国政府の企業参加を規定した条項がない場合には、 国際的に取引される製造品の価格と関連づけて、その動きから離脱することのないよう定めるものとする。」さ 再交渉の対象とすべきである。 産油国政府は操業の全分野にわたり、可能なかぎり最大の企業参加権と統制権とを確保するよ 自国外の操業会社には、 ……ここにいう過大な利益とは、 リスクを考慮して妥当な報酬を支払うものとする。 操業会社が必要な企業リスクを進んで引受け 操業会社の収益、 しかもここ 政府 および この 操

は

ると想定される純益の水準にくらべて、

税引後の純益でいちじるしく過大なものを意味する」と。自力による開発方

効性が疑われるのである。

第一六回会議は画期的な提唱をなしている。 産油国による決定など、一九七〇年代以降のOPECによる石油戦略発動への伏線が敷かれたという点で、 式と共に、 利権鉱区への企業参加とその返還、 産油計画については、この会議では全くふれられなかったというが、以(ミョ) 先進国の工業製品の動きにリンクする公示価格ないし課税基準 O P E C 格の

(3) PPS、一九六八年八月号、三三一ページ。

上のような石油戦略の展望を欠いた産油計画は、

到底実のあるものとはなりえなかったからだと思われる。

- $\widehat{24}$ ので、参照されたい。 - この「開発方式」のもつ意義については、PPS、一九六八年八月号所収「OPECの新しい目標」で論評している
- 25 明らかであるが、 したがって、この場合でも、「無制限な競争的乱用」を産油計画によって排除ないしは規制しうると考えていたことは 判断の基礎には、「余剰産油能力の無制限な競争的乱用」という認識があったことについてはすでに述べた通りである。 うことであり、一九六○年代における原油実勢価格の低落がその公示価格引上げの障害になっているというOPECの と。」(PPS、一九七〇年九月号、三一九ページ)となっている。OPEC地域における「生産の合理的増大を目的と 加盟諸国は、三ヵ月以内に経済委員会および事務総長あて、本決議の目的達成に必要ないっさいの情報を提出 び経済委員会に対し、最終決定が予定されている次回会議まで、前記計画の研究を続行することを命じる。このため、 する産油計画」なるものは「一九七一-七五年間における世界需要の推定増加量に対応」していなければならないとい に対応し、かつOPEC地域からの生産の合理的増大を目的とする産油計画を採択すること、そして二、事務総長およ た。すなわち、その内容は、「一、経済委員会の勧告にもとづき、一九七一―七五年間における世界需要の推定増加 産油割当計画は、 両者が無媒介的な次元で問題にされているところに、依然として、 こののち一九七〇年六月下旬、アルジェにおいて開催されたOPEC第二〇回会議で再び決議さ OPECの産油計画なるものの実 するこ 扯

OPECの攻勢

Ŧį,

第三次中東戦争

にいたった。その結果、石油製品価格は値上がりし始め、アメリカおよびカリブ海域では一九六七年七月から八月に(3) けであった。通常、ペルシア湾からの原油がスエズ経由で北ヨーロッパまで輸送される場合には、往復約四四日間(シ) かけて公示価格も引上げられていった。しかし、こののち石油価格が沈静化していったのは、アフリカおよびラテ かるといわれるが、それがアフリカ南端経由だと約七〇日間を要することになり、したがって同一量の石油輸送には(3) けていた西ヨーロッパは、再び一大危機に直面することになった。さらに全アラブ産油国は米英(のち西独も加 れたため、一九五〇年代後半のスエズ国有化をめぐる紛争時と同様、主としてそれらを経由して中東原油の供給を受 それに伴って直ちにエジプトはスエズ運河を封鎖し、さらにペルシア湾から東地中海にいたるパイプラインが遮断さ ン・アメリカなどヨーロッパの近距離産油国の生産量が増大し、中東原油のコスト上昇を相殺することができたから も運送しうる兼用船までもが石油輸送に切り換えられて動員されることになり、ここに運賃レートの高騰がみられる 約六○%強のタンカー船腹が新たに必要ということになる。このため、遊休中の船腹はいうまでもなく、他の貨物を 六年現在、スエズ運河経由の北行き石油通過量は一億六六七〇万トンであったが、そのうち約九一%はヨーロッパ向 に陥って、ペルシア湾からのヨーロッパ向け原油輸送はすべてアフリカ南端を通らなければならなくなった。 る)向け石油の禁輸措置をも講じた。これらのなかで最大の問題はスエズ運河の封鎖であって、その航行不能の事態 わゆる六日間戦争といわれるアラブ諸国とイスラエル間の第三次中東戦争は、一九六七年六月初旬に勃発したが、 一九六 か

ように、アメリカ、フランス、イタリア、ドイツなどのメジャー以外の多くの独立石油会社が産油業に従事していた ナイジェリア二倍にそれぞれ増大していったのである(第4表参照)。これらアフリカ三国には第7図から明らかな にかけて激増し、一九六五年の産油量を基準とすれば六九年にはアルジェリアにおいて一・七倍、リビア二・五倍、 のであるから、 である。特にアルジェリア、リビアおよびナイジェリアのアフリカの主要産油国の生産量は、一九六七年から六九年 西ヨーロッパの「石油危機」は結局、これら独立石油会社の活動によって回避されたといっても過言

第14表 アフリカ主要産油国の原油生産 (単位:1,000 バレル/日)

ではない。

1-4		2, 602. 1 (213. 5)	2, 602. 1 (213. 5)	2, 602.1 3, 109.1 (213.5) (255.1)	2.602.1 3.109.1 3.318.0 2.760.8 (213.5) (255.1) (272.2) (226.5)
740.5	2, 602		3, 109, 1	3, 109. 1 3, 318. 0	3, 109.1 3, 318.0 2, 760.8
(147.8)	(161.	(161.8) (169.4)	(161.8) (169.4) (184.2)	(169. 4)) (169.4) (184.2)
25.7	904.		946.4	946.4 1.029.1	946.4 1.029.1 785.4
1967	196	1968 1969		1969	1969 1970

注:カッコ内は 1965 年を 100 とする指数、養者貸出、 資料:OPEC, Annual Statistical Bulletin 1985, p. 14.

.

- ĵ (2)(3) PPS、一九六七年八月号、三一〇ページ。 スエズ運河が再開されたのは、八年後の一九七五年六月五日のことであった。
- (4) 運賃レートの高騰については、詳しくはPPS、一九六七年七月号、二六九ページを参照されたい。

- <u>5</u> この点、 PPS、一九六七年九月号、三五四―三五六ページが詳しい。
- (6) PPS、一九六七年九月号、三五四ページ。

PECの主流になっていったのである。 帰したにすぎないといわれるが、ここで注目すべき点は、公示価格は従来石油会社によって一方的に決定されてきた で、この方式は、すでに述べた第一六回OPEC会議での決議を現実に適用した最初のケースであって、これ以降O のだが、アルジェリアの場合には政府みずからが公示価格の改訂を行い、これを石油会社側に承認させたということ (二・三五ドル)、スキラ渡し二・六一ドル(二・三〇ドル)にそれぞれ改訂した。これは一九六四年以前の水準に復 六五ドル/バレル(旧公示価格は一バレル当り二・三六五ドル、以下カッコは同じ)、ブージー渡し二・六五ドル リアである。アルジェリアは一九六九年三月三一日に一三%の原油公示価格の引上げを実施し、アルゾー渡し二・六 かくして、新興アフリカ産油国に公示価格引上げへの好条件が整備されていった。その端緒を開いたのがアルジェ

- 7 アルジェリアは、一九六九年七月の第一八回OPEC会議において、加盟が承認された。
- 8) PPS、一九六九年四月号、一三七ページ。

4、利権協定改訂への動き

ア、エジプトおよびイラクの三カ国とのあいだに、相互の国営石油会社の協力を緊密化するための協定をバグダッド 九六九年九月の軍事革命によりカダフィを首班として成立したリビア新政府は、翌七〇年一月初旬、 入って漸くその切っ掛けをつかんだといえる。

9

P P S

一九七〇年二月号、

六七ページ。

なお同誌によると、

協定の内容は「海外販売に関する各社の活動を調整し、

下げられたまま六〇年代を推移した原油公示価格の回復をめざして結成されたOPECの長年の念願が、七〇年代に トに引上げ、さらに一九七一年から七五年にかけて毎年バレル当り二セントずつ引上げ、所得税率五〇%から五 5 クおよびサウジアラビア原油の地中海渡し公示価格も二○セント引上げられていった。こうして、 に最初の譲歩を行うにいたり、API四○度原油の公示価格をバレル当り二・二三ドルから二・五三ドルへ三○セン(²) たって、リビア以外で原油生産のないアメリカの独立会社オクシデンタル (Occidental) がこの削減策に抗しきれ 石油会社に対する所得税率の引上げ、などを石油会社に対して要求した。アルジェリアに次いでの措置であるが、こ(=) いたタップライン (Tap-line) が破損事故でシリアで送油を中断され、他方スエズ運河は閉鎖されたままであったか 社に対して厳命したことである。同じ五月三日、サウジアラビアから東地中海へ五〇万パレル/日の原油を輸送して 力し合い、OPEC補強の一翼を担うことになった。またリピア革命政権は同月、 において締結し、その正式の名称をアラブ石油機構会議 (Conference of Arab Oil Organization) と決定した。この へ引上げることに合意した。リビアで操業中の他の石油会社も同様の引上げを余儀なくされたが、これに続いてイラ レル/日に増加)が行われたので、西ヨーロッパにおける「石油危機」は深刻に陥ったのである。 れよりもいっそう重要なことは、 タンカーの運賃が再び高騰したが、その上にリビア産油量の三〇万パレル/日の削減 一九六八年一月にサウジアラピア、 リピア政府が一九七〇年五月より産油量の削減措置を講じ、 クウェートおよびリピアの三カ国によって設立されたOAPECとも協 一、原油公示価格の引上げ、二、 (同年九月までに八〇万バ 国内で操業中の石油会 一九五七年以来引 同年九月初旬にい

共同販売計画の可能性について研究する。各社は石油法とその諸規制、技術的データ、第三者との間に成立した協定そ

 $\widehat{10}$ の保護を目的として設立されたのがOAPECである。それは「消費市場への石油の輸出が公正かつ合理的条件で行わ 致しているわけではない。そこで、利害が比較的類似しているアラブ諸国を糾合し、加盟国相互の協力の強化と利益 他の文書、および専門家をも互いに交換すること」(同上)とある。 OPECは、産油国という共通の基盤に立ちながら、石油埋蔵量、地理的条件などの相違から、必ずしも利害関係:

 $\widehat{\mathbb{I}}$ この簡単な経過は、PPS、一九七〇年六月号、二二一-二二二ページを参照されたい。

力を結集する」ことをめざすとされている(PPS、一九六八年二月号、五〇ページ)。

れるようにするため、また加盟国の石油産業に対する資本と技術の投下に好ましい環境をつくり出すため、

PPS、一九七〇年一〇月号、三六〇ページ、牛島俊明、前掲書、九二-九三ページ。

議にうたわれた目的を達成するための手段を決定し、それを実施する」旨を表明した。さらに一九七一年一月初旬、 どを決議し、「交渉が所期の目的を達成しえない場合には、会議は全加盟国の統一的かつ同時的行動によってこの決 引上げること、三、世界的インフレーションによるドル購買力の低下に対応できるよう、公示価格を定めること、な 勘案して決め、また実施されている最高額(リピアの価格)を基準として公示価格または課税基準価格を均等一律に 開かれたOPEC第二一回会議は、一、所得税率を最低五五%とすること、二、原油価格は油質および地理的 以上のようなアルジェリア、リピアの動きに呼応して、一九七〇年一二月九日から同一二日までカラカスにおいて 自国内で操業している独立系石油会社オクシデンタル、バンカー・ハント (Bunker Hunt)、 Group) でシェルと提携しているアメラダ・ヘス (Amerada-Hess)、コンチネンタル (Conti-オアシ 条件を

nental) およびマラソン (Marathon) など、利権保有会社としてはメジャーに比較にならないほどの弱小な会社のみ

ドネシアについては一九七一

年二月、

ベネズエラは七〇年一二月、

石油会社の利益に対する最高五二%の累進課税を廃止して一、原油公示価格を一・六七ドル/バレルから二ドル/バレル

ij

、ポリ両協定ともに参加しなかったOPEC加盟二カ国、

インドネシアとベネズエラも、

中近東に連動して、

イン

ルに引上げると発表し(エク

率六〇%に引上げ、

億ドルから七五年には三〇億ドルに増大する見通しになった。他方、リビア、アルジェリア、 (E) ことに成功し、 アの地中海沿岸産油国と石油会社側との交渉も、テヘラン協定と同時併行的にトリポリにおいて行われ、 の結果、ペルシア湾岸産油諸国は、一九六〇年以来据え置かれてきた公示価格を二・二八五ドル/バレルに引上げる 油とリピア原油にはこの協定は適用されない)は、 〇日をもって、 およびカタール に入った。 加) は、 八大メジャーをはじめ、 このことによって、石油会社は一九七一年早々からOPECとリビアを相手に難問に取り組まざるをえなくなった。 らに五%引上げること、 を相手として、七〇年九月における三〇セント/バレル引上げはそれ以前の長期にわたる低価格を是正したにすぎな ト/バレルに引上げること、二、特別運賃プレミアムとして三〇セント/バレルを加算すること、三、 個々の交渉を避けて共同戦線を張って事態の収拾に対処することになり、 一九七一年二月一四日に成立した石油会社側とイラン、イラク、サウジアラビア、 新たな要求を提出した。すなわち、 それが以後五年間にわたって引上げられることになり、 通称トリポリ協定が発効することになった。その骨子も第15表に掲げてある。 の六カ国間との協定(イラクとサウジアラビアから地中海までパイプラインを経由 四、石油会社の利益から二五セント/パレルをリビアに再投資すること、(E) リビア政府から要求を突き付けられた上記の独立会社など一五社(のちに数社が新たに参 一、リピアの地理的な条件を反映させるべく公示価格を即時三九セン 通称テヘラン協定と呼ばれ、 六カ国政府の増収額総計は一 その概要は第15表に示してある。こ 包括的な協定締結を決定して折衝 また、 クウェート、 イラク、 が主な内容である。 して輸送される原 九七一 テヘランおよび サウジアラビ 所得税率をさ 同年三月二 好: アプダピ Ö)

第 15 表 テヘランおよびトリポリ協定 (単位:ドル/パレル)

	テヘラン協定	トリポリ協定
協定発効日	1971年2月15日	1971年3月20日
代表的原油の比重	API 34*	API 40°
協定発効前の公示価格	1.800	2. 550
一般引上げ	+0.330	+0.350
低硫黄プレミアム	←	+0.100
迎貨格差調整分	+0.020	+0.070
比重格差調整分	+0.030	-
	(API 40 以下に対し I' 当り 0.5 セント値上げ) するため	
小計:新基本公示価格	2. 180	3. 070
第1回段階値上げ	+0.105	+0.127
	(1971年6月1日)	(1971年3月20日)
スエズ運河閉鎖による 運質プレミアム	_	+0.120
タンカーレート高騰に 見合うプレミアム	-	+0. 130
合計:現行公示価格	2. 285	3. 447
引上げ福合計	0. 485	0. 897

注:1. 両協定とも利権料は12.5% 据置き。

- 2. 所得税は55% へ引上げ、
- 3. 協定期間は5年間、アラビア湾岸諸国はこのあいだに他国でいかなる ことが起ころうとも、新しい要求はしないと確約。
- 4. 段階値上げとは、5 年間にわたって4段階でインフレ補債分基本公示価格の2.5%、原油需要増加反映分5セント(パレル当り)を引上げることである。

資料:日本経済新聞社海外特別取材班「石油はどうなる」1972年, 日本経済新聞社, 11 ページ。

て原 止めを失ったメジャーは、 れ て か $\hat{1}\hat{6}$ |油価格はつぎつぎに引上げら) [5 ð 号、二ページ。 二月号、四二ページ。 P P S PPS、一九七 P P S 八二一八三ページ。 ₺ PPS、一九七 はや価格引上げの歯 九七〇年代に入っ 一九七一年三 一九七一年三 铒 九七 月 月 月 年: に属するという法律を公布した。(2)また課税基準価格の決定権が政府

 $\tilde{1}\tilde{3}$

P P

Š

ジ、牛島な九七一年

年二月

九四ページ。

i

うに経営参加ないしは国有化問題であった。 ていったことはいうまでもない。 げの有効な手段と見做されてきたOPECの共同産油計画は、 のである。これにつれて原油の実勢価格も上昇の度合を増していったことは第4図の通りである。 周知のように、これがジュネーブ協定と呼ばれるもので、原油公示価格は再び八・四九%引上げられることになった(%) 立したのちにはじめて両者間の本格交渉となったので、両者間で合意が成立したのは翌七二年一月二〇日であった。 ぽした悪影響を相殺する手段を講じるため、必要な措置をとる」と決議し、同年一〇月下旬から石油会社側との交渉(タ) カ・ドルが主要工業諸国の通貨と対比して事実上の切下げとなった事実」を根拠として、「バレル当り実質収入に及 れていくことになった。 年八月一五日のニクソン米大統領による金・ドル交換停止を柱とする新経済政策の発表によって、 しかし、 ドルと各国通貨との調整が手間どり、七一年一二月一八日にいたってスミソニアン協定として成 同年九月二二日に開かれたOPEC第二五回会議は、「公示価格の表示通貨であるアメリ OPECの強気の姿勢を背景として、次に出てくるものがすでに示唆しておいたよ 相次ぐ公示価格の引上げによって色褪せたものとなっ 原油公示価格引上 いっそう翻弄さ

- 19 20 ジュネープ協定の立入った分析は、牛島俊明、 P P S 一九七一年一一月号、 四〇三ページ。 前掲書、一〇四-一〇八ページにみられる。
- OPEC第 の原則が述べられていた。当初はOPECの戦略目標ぐらいに考えられていた事業参加は、 一六回会議についてはすでにふれたが、 そこでは産油国による自主的開発方式と並んで既存利権

九七一年七月一二-一三日、ウィーン)において具体的に取り上げられた。すなわち、

第二四回会議

一への企

同会議は「加盟各国は現行石

ンド 次大戦後に利権が発効している。 的を強行・達成するための手段を会議において決定する」と。ちなみに、(ミ゙) 報告して調整を行うこと、 ゥ る 〇 P 既存の利権をどう評価するのか、したがってそれをどう補償するのか、ということである。 PEC諸国が事業参加をめざす場合に大きな問題となるのは、 を保有している主な会社を摘出して満期期間を記せば第16表のようになる。 的参加を達成するため、 その内容は次の通りである。すなわち、「一、すべての関係加盟国は関僚委員会の提案する基本線にしたが にみられる国際通貨情勢の転換に対応した公示価格の再引上げ要求と並んで、 通り一九七一年九月二二日に行われたOPEC第二五回会議において、すでにふれた同年八月一五日のニクソン声明 採択し、 するための基本条項を起草し、その勧告を一九七一 ぇ イラク・ペトロリアムおよびアラムコの三社の利権設定は第二次大戦以前にまで遡るが、 ļ Ė C ŀ アの場合、 公示価格引上げという好条件をバックに、 加盟国 リピア、 利権地は存在していない。 サウジアラビア各国の代表により閣僚委員会を組織し、 インドネシア、 個別またはグループで関係石油各社と交渉すべきものとする、 交渉が所期の目的を達成しえなかった場合には、 みられるように、 アル ジェリア、 九六〇年にインドネシアにおける産油業はすべて国家管理下におか ベネズエラ三カ国については、 利権の満期年は大部分二一世紀にまでわたる長期間 事業参加をも一気に実現しようという姿勢がうかが 年九月二二日に開かれる特別会議に提出すること」という決 石油会社が長期間にわたって探鉱・産油に携ってきた 一九七一年現在、 この表のなかで、 加盟各国が協力一致して効果的参加の 加盟各国が既存石油利権に効果的に参加 事業参加に関する決議がなされ 次のようにい また二、交渉の成果を会議に 第16表から除外されてい OPEC加盟国 それ以外はすべて第二 アブダビ・ペ わ 'n ている。 のも われ ので、 る。 ŀ 一内で利権 たが まずイ T.J リア 効果 予告 O

'n

同時に旧来の利権方式が請負方式に変った。さらに一九六四年にインドネシア国営石油会社ペルタミナ (Per-

このためにイラン、

イラク、

ゥ

iliš

利権に企業参加する原則を効果的に具体化するための措置をただちに講じること。

第 16 表 OPEC 加盟国内の主な利権とその満期期間 (1971 年現在)

国名	利権保有会社	満期年
アプダビ		
	Abu Dhabi Petroleum Company	2014
	Abu Dhabi Marine Areas	2018
イラン		1
	Iranian Consortium	1994
イラク		
	Iraq Petroleum Company	2000
	Mosul Petroleum Company	2007
	Basrah Petroleum Company	2013
クウェート		
	Kuwait Oil Company	2026
	アラピア石油	2003
カタール		
	Qatar Petroleum Company	2010
	Shell Company of Qatar	2027
サウジアラピア		
	Aramco	1999
1	アラピア石油	2000
リピア		
	Esso Standard	2011
	Oasis	2011
	Amoseas	2011
	Occidental	2016
ナイジェリア]
	Shell-BP Petroleum Development	1989
		1991
	Gulf Oil	1996
		1997

る方式)が成立した。(21)

アル

会社三五%の比率で配分す

原油を政府が六五%、ト分として取得し、歴

操業

残り

資料: PPS, 1971 年12 月号, 449 ページ。

ジェリアの場合、 生産の三分の二を支配して (CFPとERA いたフランス系石油会 二月 (Sonatrach) は一九七一 る。 3 3 の 一 ては、 社 Ŧi. アルジェリアの石油 またベネズエラにお ソ 操業しているすべ %を国有化 ナ ۲ P その国営 ラ 0) 利 社: 年:

○%までを操業会社のコス(生産された原油の最高四もがだに生産物分与協定

九八八一八九年と一九九六-九七年に返還されることになっており、その協定がすでに締結されている。以上の理由(ミヨ) ての石油会社が所有している総面積のうち、七〇%は一九八四年に、一一%は一九八五-八六年に、残り一九%は

から、これら三カ国は事業参加の決議にもかかわらず、それに拘束されることはない。

- **(21) PPS、一九七一年一一月号、四〇三ページ。**
- P P S 九七一年一二月号、 四五〇ページ、牛島俊明、 前掲載
- P P S 一九七一年一二月号、 四五〇ページ、牛島俊明、 前掲書、 ハーー八三ページ。
- **(24) PPS、一九七一年一二月号、四四九ページ。**

要することになったが、一九七二年一二月から翌七三年一月にかけて、イランとクウェートを除いて、経営参加協定 産油国政府取得分原油を石油会社が買戻すときの価格問題など、経営参加に当然伴う難問があって、交渉に長時間を(ミシ の参加比率は二五%で、それが段階的に引上げられて、一九八二年一月一日には最終的に五一%の株式を取得すると が調印された。いわゆるリヤド協定と呼ばれているものがそれである。それによれば産油国の利権保有会社への当初 アのヤマニ石油相 (Ahmad Zaki Yamani) を代表に選出し、石油会社側の代表者との交渉を一任した。 サウジアラピア、アブダビ、クウェート、イラク、イランおよびカタールのペルシア湾岸六カ国は、サウジアラビ の幅をもったコスト増になるという。(3) また買戻し価格についても、 石油会社にとってはバレル当り九ー一八セント(油種と品質との差によ 補償条件、

- 25 原油 !の買戻し価格については、PPS、一九七二年四月号、一一八-一一九ページで詳しく論じられてい
- PPS、一九七三年二月号、 四四―四六ページ。なお、リヤド協定の全文は石油連盟『石油資料月報』第一八巻第三

払い、 であった。他方、イランの場合、一九七二年六月にBP、シェル、 年産三二〇〇万トン)は接収の対象とせず、産油能力を一九七六年には年間八〇〇〇万トンに引上げる、 モスル石油 (Mosul Petroleum Co., MPC. 年産約一二五万トン)の利権を放棄する、また同じパスラ石油(BPC、 の内容は、 減する措置をとり続けてきた。この紛争に決着をつけるべく、イラク政府は前述の国有化を敢行したのであるが、そ **有の全利権地域の九五%以上をイラクが接収した時点から紛争が起こっており、IPCはその対抗策として、(ミシ)** イラン・コンソーシアムとのあいだに、イラン石油産業発展のための協調関係に合意する協定に調印した直後の一九 れから約九カ月間交渉が続けられた結果、一九七三年二月末に両者間に国有化を承認することで調印がなされた。 非合法であるとして同原油の購入者に対して法的措置をとると警告する一方、 会社(IPC)を国有化した。イラク政府とIPCとのあいだにはすでに一九六一年法律八〇号によって、 エクソン、モービル、CFPおよびグルベンキャンが出資し同国で年一億トンの原油生産に従事しているイラク石油 - た国有化要求が逆に経営参加協定締結を促進したともいえるのである。一九七二年六月、 イラク政府はIPCに国有化の補償としてキルクーク原油一五〇〇万トンを提供する、 1PCが北部および南部諸油田に対する利権料未払分(一九六四−七一年間)一億四一○○万ポンドを支 以上の経営参加協定交渉のなかで生じてきたのがイラクとイランの国有化への新たな動きであ エクソンなど八大メジャーと独立会社が出資する 同国最大のキルクーク油 イラクはB **IPCはその系列会社** 田の生産を半 というも シェ ·PC所 そ

五年間の石油の安定供給を保証する――を締結して即時引渡すか、二、それとも現行の操業協定が満期となる一九七 七三年一月にいたって、パーレビ国王はこの協定を否定するかのような政策の転換を行った。すなわち、 一、コンソーシアムの産油施設および精製設備を新協定――この場合には会社側にある程度の特典を認め、二〇一二 同国王は、

IOC)の監督下で操業を担当する代償として、長期安定的な石油の供給が保証された。こうして、イラクに続いて 九年に引渡すか――この場合はコンソーシアムにはいっさい特典は認められず、一般の独立石油会社と同列に扱う― の二者択一を迫った。この結果、同年五月、 コンソーシアムは前者の即時引渡しに合意し、 イラン国営会社 N

(8) ひひら、一九二三年4月号、一二年―一二二ページ。(27) PPS、一九七二年七月号、二三八ページ。

イランにおいても国有化が実現されたのである。

(2) PPS、一九七三年二月号、四七-四八ページ。(2) PPS、一九七三年四月号、一二四-一二五ページ。

さらにリビアのカダフィ政権は、 革命四周年記念日にあたる一九七三年九月一日、リピアで操業する国際石油資本

にはアメリカ系メジャーにまで及ぶにいたったのである。すなわち、リピア政府の国有化令によれば、一、(3) 国有化、 五社の五一%国有化を宜言した。リピアにおいてはすでに一九七一年一二月に、セリル油田の半分の利権を所有して スタンダード・リピア、二、リピア・アメリカン・ペトロリアム、グレース・ペトロリアムおよびエッソ・シルテ、 いたBPを国有化し、七二年六月のイタリアのENIの五〇%事業参加、七三年六月のオアシス・グル 同年八月のオクシデンタル石油の五一%国有化、と次々に国有化政策を打ち出してきていたが、 ープの五 それが九月 エッソ・ <u>~</u>

油会社 えられなかったクウェート 社も、 ることが当面最大の課題であった。一九七三年九月四日にクウェ しなければならなくなるためだけでなく、 きるからである。 した諸国を事業参加比率において不利たらしめること、 力 N 国有化であること、二、補償額が純然たる簿価によるとしていること、 を承認できないとしたこれら五社の理由は、 決定される。 諸会社の代表からなる経営委員会によって管理される。 トロ 有化された利権鉱区は、 ラ と追いやる危険性が大であった。 :タールなどのペルシア湾岸諸国とメジャーとのあいだで一九七二年末に締結されたリヤド協定を廃棄ない /バレルは高すぎること、 Ī, リアム、 の産 それは国際法および利権協定に違反するという強い抗議を発表した。 N 支援国アメリカに対する石油の政治的武器としての発動を抑止するためにも、 |油国政府からの原油買戻し価格はリヤド協定のそれの三倍以上であること、 この国有化措置に対して、 の五石油会社グループの原油・ したがってメジャーは、 リビア国営石油会社 (National Oil Corporation, NOC) は などであった。 リピア同様当初から五一%の事業参加を要求しメジャー というのは、 BPは以前から国有化を認めておらず、 リピア、 粘り強い長期間の交渉の末成立させたリヤド協定をわずか九カ月で反古に これから明らかなように、 天然ガスの全資産の五一%を国有化するというものである。 一、リヤド協定にみられた段階的経営参加ではなく、 _ イラクなどアラブ諸国の「急進派」 リビア政府による当初から五一%の国有化 このことを察知して、 また国有化に伴う補償は政府内に設置される委員会によって 1 トで行われたOAPEC閣僚会議は直ちにリビア 三、石油会社が政府から買戻す原 リビア政府の国有化措置は、 リピア政府のこうした一方的 リヤド協定に調印したが議会の批准 新たに国有化を宣言された前記の五 が引継ぎ、 が以前から主張してきた、 などがその根拠として指摘で リピアの国有化措置 と交渉を始めたこと、 そこにおける操業は政 はリヤド 当初 サウジアラビア、 から五 これ 協定に調印 抽 1 を阻 しは改定 **有化措置** 価格六ド 二、石 ー % の

シ

J.

ル

リビア、

뗃

モービル・リビアおよびゲルゼンベ

ルグ・リピア、

Ŧį.

アメリカン・オーバー

シ

ーズ・ペ

の国有化措置を全面的に支持する声明を発表したし、同日、アメリカ国務省はリビアの国有化措置を認めないとの政

府見解を公表した。

<u>30</u> 詳しくは石油連盟【石油資料月報】第一八巻第九号、二八十三五ペーを参照されたい。

こうして、世界最大の石油埋蔵量をもつサウジアラビアをも巻き込んだ中近東産油国による、「石油を帝国主義と

の闘争の武器とせよ」という石油戦略の発動の現実化への契機が形作られていったのである。この契機が本稿の最初

で述べた第四次中東戦争によって与えられたのである。

参加ないしは国有化問題であれ、 参加または国有化といった素早いOPECの動きは、メジャーをはじめ石油会社を一方的に守勢に立たせることによ わたって築き上げた生産カルテルとしての自己の地歩を確実に切り崩されていったのである。 って、六〇年代における石油会社と産油国との立場を逆転せしめたのである。これ以降、石油価格問題であれ、 かくして、一九七〇年代に入っての原油の買手市場から売手市場への転換をバックにした公示価格の引上げ、 もはやその抑止力を喪失したメジャーは、絶えざるOPECの攻勢の前に、 、経営 経営

六、現代資本主義と「石油危機」

――むすびに代えて――

以上、 一九七三年秋のいわゆる第一次オイル・ショックに焦点をおいて、 その契機なり背景などをやや立ち入って

革命、 ラブ・イスラエル戦争、 渉、ひいては西側各国との交渉において従来と全く異なる決意と確信を植えつけた」と言っている。 (1) 考察してきた。そこからえられた重要と思われる若干の問題を摘出して、「むすび」としたい イスラエル戦争、②一九六八年一月に発表されたイギリスのアラビア湾地域からの撤退、③一九六九年九月のリビア 「基調をなす政治的・経済的現実に顕著な変化が起こったことを明確に示す事件」として、⑴一九六七年のアラブ・ 第一には「石油危機」の政治的背景についてである。 を指摘し、「この三つの事態は政治的雰囲気を一変し、OPEC内の中東諸国……に対して、 いわゆる第三次中東戦争と一九六九年のリビア革命についてはある程度すでにふれたので、 Ⅰ・スキートは一九六○年代のOPECの運 石 動 九六七年のア 油各社との交 0) 過程

(1) Ian Skeet, ibid. 邦訳三二一一三二二ページ。

ここでは一九六八年のイギリスのアラビア湾地域からの撤退声明について検討しておこう。

までにスエズ以東からの全兵力の撤退を発表した。アデンは世界屈指の燃料補給港として知られ、(ミ) 移動せしめたが、翌六八年一月初頭にいたって、国際収支の危機的状況に直面したウィルソン首相は、 六七年秋以降、 九六〇年代に入って経済力の弱体化、それを背景としたポンド危機にしばしば悩まされてきたイギリスは、 従来の中東防衛の中心地アデンから駐留軍の撤退を開始し、 それに伴って中東司令部をバ またペルシア湾 一九七一年末 1 レ 1 一九

きた安全保障体制の終わりを告げる」ことを物語る。こうして、イギリスの撤退後には「自由世界の石油の三二%を 面撤退は、「第二次大戦以来、湾岸地域で起こった最も根本的な変化であり、この地域に一世紀にわたって機能して ら紅海を経てヨーロッパに運ばれる石油の安全輸送を保障する要衝地でもある。この中東地域からのイギリス軍の全 げや経営参加などの実現に功を奏したアラブ急進主義は、OPEC内におけるかれらの地位を強化するに伴って、 はもはやなかったということである。メジャーおよび米英帝国主義に対する対決姿勢を鮮明にしつつ、原油価格引上 けてのアルジェリア、リビアなどのアラブ急進主義を抑える政治力なり軍事力の行使を裏づける経済力がアメリカに 状況のもとでは、 て、アメリカの国際収支は悪化し、それがさらにはドル危機を深刻化するという悪循環に陥ったのである。こうした 済におけるアメリカ産業の優位の減退だけでなく、ベトナム戦争への武力介入によるドルの「たれ流し」にもとづい 時の力を喪失しつつあった。特に六○年代後半以降、西欧や日本における産業の国際競争力の強化によって、 象徴される経済力の衰退は覆うことのできない事実となって表面化し、かつての「トルーマン・ドクトリン」声明当 帯」を埋めるのはアメリカの軍事力しかないのであるが、アメリカもまたベトナム戦での軍事力の消耗、 供給すると同時に、 到底アメリカがその任を負うことができなかった。換言すれば、六○年代末から七○年代初頭にか 確認埋蔵量の五八%の眠る地域が、力の真空地帯として残され」ることになった。「力の真空地 ドル 世界経 危機に 穏

2 年、法政大学出版局、 撤退の経緯の詳しい説明は、Fred Halliday, Arabia Without Sultans, 1974. 岩永博他訳『現代アラピア』一九七八 第五章「湾岸」を参照されたい。

逆手にとって第一次オイル・ショックの政治的条件を整えていったのである。(き)

健派あるいは親米派といわれるイラン、サウジアラビアなどをも巻き込んでいった。

OPECは「力の真空地帯」

- (3)(4) D. Yergin, ibid. 邦訳(下)二三五ページ。
- ているのは、館山豊「資源問題」(前掲書所収)である。本稿もこの論文から大きな示唆を受けた。 第一次オイル・ショックの政治的側面を中東における「米英による重層的支配体制の動揺」の観点から詳しく展開し

E

際商品

相場の代表的指標であるロイター

指数によれば、

金をはじめ銅、

錫

亜鉛

鉛

砂糖

1

Ł

なり、 Ø) 質上差し控えることを申し合わせたが、これは七一年八月の金・ドル交換を停止するニクソン声 半分近い二八億ドルの黒字に激滅し、(6) と金の二重価格制 Ш 輸出増勢を上回る輸入急増の結果である。 退の結果であり、 ある。これは一方では、六○年代に入っての西欧、 通貨当局からド て外国通貨当局保有のドル資産がアメリカの金・外貨保有髙を上回って、それまでの地位を逆転させた。 ていった。 .におけるアメリカの貿易収支の年平均はほぼ五四億ドルの黒字であったのに対し、六〇年代後半の五 第二には現代資本主義のもとでの世界的インフレ ì Ī MF協定の破棄であった。国際通貨ドルの動揺の結果、 金その ションを促進していくことになった。 を維持するために、 したがってまた世界経済にとり一九六五年は一つの画期をなしている。 他 一九六七年一一月から翌六八年三月にかけてのいわゆるゴールド・ラッシュによって、 0) ル債権に対する支払い要求があれば、 Ē 他方では一九六五年初から開始されたベトナム戦争へのアメリカの武力介入によって、 への移行が決定的となり、 際商 品に対する投機的思惑買いを促がすことによってこれら商品 ۴ ル売りに対処してドルを買い支えなければならず、 それに対応してアメリカの金・外貨ポジションも悪化し、一九六五年にい したがって、 さらに紳士協定によってアメリカを除く主要先進国は金 インフレー 日本の産業などの追い上げに伴うアメリカ産業の国際競 1 アメリカ政府はそれに応じきれないという状態が出現 ショ 国際通貨ドルに優先して金選好が蔓延し、 ションの世界的進行はさらにドル減価 ンの進行と 各国通貨当局はIMF協定で義務づけられている固定為 「石油危機」 すなわち、一 そのための自国通 との関連についてである。 相場の急騰をひき起こしていっ に拍車 九六〇年代前半 **一明に先行する実質** 各国通貨を揺さぶ 金ブー 貨 をかけることに ٠ ۲ 0) 狂 增 つまり外国 アメリ ル交換を実 Ш 発 争力の減 したの N 制 はイン め五 は たっ 'n ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙ヺリ 虒

価格は公示価格を下回り、低迷していた。アメリカの余剰産油能力が五○年代後半から六○年代半ばにかけて約四○ 軒並み騰勢を示している。 石油市況の軟化傾向は六〇年代を通じて一貫して継続し、かろうじて原油の公示価格が維持されたものの、 この過程を通じてこれら諸国ではそれまでの石炭に代って石油が最も重要なエネルギー源となったにもかかわらず、 国の不満はうっ積していった。すなわち、六〇年代に入って先進的な資本主義諸国はいずれも石油への依存を高め、 しかし、 原油の公示価格のみは一九六○年代を通じて据置かれたままであったから、 その市場

(7) 日本銀行『日本経済を中心とする国際比較統計』各年版。(6) Survey of Current Business, June 1971. p. 32.

の安定的な供給を保障したのである。

それがOPECの価格引上げへの抵抗を弱める緩衝の役割を果たし、資本主義世界における原油の低価格で

/日――これは自由世界における余剰産油能力総計の三分の二を占める――という高い水準にあったから

〇万バレル

(8) 館山豊、前掲論文(前掲書所収)、三一六ページ。

黄分が少ないという有利な条件をもっていたため、公示価格の○・三ドル/バレルの引上げ、 産油量削減を含む新しい石油政策の展開がなされたことにもとづく。リビア原油は当時西ヨーロッパの石油輸入量の 二五%を供給し、またスエズ運河の封鎖のためにアフリカ回りのペルシア湾岸原油 OPECにとり一九七〇年は重要な転機をなしたが、 それはすでに述べたリビア政府による原油公示価格の引上げ、 よりははるかに低コスト 一九七五年まで毎 の上、硫

〇・〇二ドル/バレルずつ引上げることを石油会社は認めざるをえなかった。リビア原油の公示価格引上げが引き金

及ばない)に五六%増大し、したがって石油消費に占める石油輸入の割合も同期間に二〇・七%から二九・七%に増 アメリカのそれが急速に低下し、石油需給が逼迫してきたからである。J・E・スペロが挙証している数字によれば、〔9〕 が 大していった。 欧全体として同期間に五二四万パレル/日から一四二〇万パレル/日に激増したが、なおアメリカ一国の消費量には となって、 その背景には世界的インフレーションの深化とともに、 わば価格引上げの歯止めを喪失したメジャーは、 ン協定およびトリポリ協定となって実現されていったことは前述の通りである。 九六二年と一九七二年とを比較して、アメリカの石油消費は一〇二三万バレル/日から一五九八万バレル いっそうインフレを促進することによってOPECの石油戦略発動の客観的条件を形作っていったのである。 七〇年一二月のカラカスにおけるOPEC総会では石油の公示価格引上げを決議し、 原油を含むアメリカの商品輸入の著増は、経常収支の悪化と相俟って大量のドル撒布に帰結し、 いまや原油価格管理という面でカルテルとして機能不全に陥ったが、 七〇年代に入って自由世界における余剰産油能力、とりわ 相次ぐ公示価格の引上げという、 それが翌年のテヘラ E それ 6

治力および経済力の弱体化にそれを求めることができよう。 「石油危機」の背景として以上の二点を指摘したが、要するに一九六〇年代から七〇年代にかけてのアメリカの政 9 好学社、二四四ページ。 J. E. Spero, The Politics of International Economic Relations. 1981. 首藤信彦他訳 その延長上に「石油危機」発生の契機があるとすれば 「国際経済関係論」 一九八二年、

アメリカの政治力および経済力の弱体化を象徴的に物語るベトナム敗戦ぬきに「石油危機」は語れないことになろう。

「石油危機」は石油資源の物理的涸渇化=絶対的制限からひき起こされたものではなく、現代資本主義がなお余命を保

a Z V X J

(一九九一年一一月三日) [以上]